

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、鍋島本村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和 3 年 5 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	原口 忠之	佐賀市鍋島町大字鍋島1791番地	令和 2 年 3 月 31 日 退任
〃	上瀧 薫	〃 鍋島二丁目13番 6 号	令和 3 年 4 月 1 日 就任